

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成15年3月11日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時17分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐野委員長、佐々木(勝)副委員長、横田・新谷・見楚谷・北野・中畑・佐々木(政)・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・企画・学校教育・社会教育各部長、企画部参事、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、新谷委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「消防署所及び消防職員適正配置計画について」

(消防)総務課長

それでは、ご説明申し上げます。

かねてから懸案となっておりました消防署所及び消防職員の適正配置計画について、このたび策定をいたしましたのでご報告申し上げます。

この計画は、平成14年度から平成24年度までの10年間を目途に、段階的に実施するものでございます。ただし、この計画の後半期には、財政状況や人口動態などの変化を見極めて、地域の消防力のさらなる効率化を図ることを視野に入れて取り組むものでございます。

初めに、消防施設等のうち消防署所についてご説明いたします。長橋出張所と塩谷出張所を統合いたします。これは、国道5号のバイパス化や梅源線の拡幅化などに伴い、道路環境が大きく変わったことによるものでございます。また、高島出張所及び蘭島出張所をそれぞれ支所体制に移行いたします。高島出張所は手宮出張所高島支所に、蘭島出張所は塩谷出張所蘭島支所とするものでございます。

次に、消防車両につきましては、救急需要の増加に対応するため、塩谷出張所及び朝里出張所に各1台の救急車を増強配置いたします。また、はしご自動車は過去の出勤状況を勘案いたしまして、現有の3台を2台とし、建物の高層化に対応するため、更新時にはしごの伸梯距離の延長化などの機能の充実を図るものでございます。

次に、消防職員数につきましては、職員の配置については支所体制による集中配置を行うとともに、車両の乗換え運用や本部職員、非番職員などの活用による効率化を図り、現行の約10%減の245名配置とするものでございます。

具体的には、花園出張所のポンプ車1台の本部編成、銭函支所の救急車乗換え、長橋と塩谷出張所の統合、高島出張所及び蘭島出張所支所体制移行による減により、36名を減員いたします。また一方、増員といたしましては、通信指令係の現行2部制から3部制への移行に伴うもの、また、本部職員の増員や朝里出張所の救急車配置時の増員などにより、8名を増員いたします。したがって、減員と増員を図りまして、最終的に28名を減じ、245名とするものでございます。

次に、防災機器管理等に係る人材の育成につきましては、近年のさまざまな特殊な事案が全国各地で発生していることにかんがみまして、職員に専門的かつ高度の知識技術を習得させ、特殊災害対策等の充実を図るため、消防大学校に派遣するものであります。また、救急業務の充実を図るため、救急救命士などの救急有資格者を増員するため、救急救命東京研修所や消防学校などへ職員を派遣いたしまして、救急業務の高度化を進めることなど、積極的に人材の育成に努めることとするものであります。

次に、消防団の充実強化につきましては、阪神・淡路大地震の教訓から、地震等の大規模災害時には必要な消防力の絶対的な不足が予想されますので、平常時から地域に密着した消防団の活動が極めて有効であります。そのため、今後、訓練の充実及び施設・装備の整備を図り、ポンプ車の運用など常備消防との連携をさらに高め、消防団の充実強化を推進いたします。

次に、計画の1ページの表にございます消防署所、消防車両及び消防職員数の現行と今後の計画目標についてご説明いたします。消防署所は現行9か所を8か所とし、1か所減となり、消防ポンプ車及び化学車は現行どおり維持するものであり、救急車は2台増強とし、はしご自動車は1台減になります。消防職員数は、現行273名から28名

減の245名を目標とするものでございます。

最後に、付属資料につきまして若干のご説明をいたします。資料1、道内主要都市の消防署所数調についてですが、本市が人口から算定されている基準に対しまして充足率150%であり、本市以外の主要市、室蘭市、帯広市が基準以上を配置しておりますが、函館市など6市は基準以内の配置となっております。

資料2、道内主要都市の消防職員1人当たりの人口調につきましては、本市の1人当たり544.6人で、主要都市の中で一番少なく、したがって人口に対する職員数が他都市に比較して多い状況にございます。

資料3、道内主要都市の消防現況調につきましては、常備消防と非常備消防との現況を表わしており、本市、函館市、室蘭市、札幌市以外は、消防団において消防ポンプ車を管理・運用しているものであります。

資料4、救急状況調につきましては、全国の人口13万人から20万人台の組合消防以外の単独市で消防本部を設置している都市の救急の状況でございます。専任の救急隊数とポンプ自動車などと乗換え運用している救急隊を表わしてございます。本市は、現在専任救急隊3隊と、乗換え運用している救急隊1隊の合計4隊で、救急活動に従事しております。また、救急件数も、全国同じ規模の都市と比較いたしまして多い状況にございます。

以上で、消防署所及び消防職員の適正配置計画のご報告を終了いたします。

委員長

次に、本定例会に付託された各案件について、順次、説明を願います。

「議案第35号について」

(総務)職員課長

議案35号小樽市職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、これまで職員の給与から控除してまいりました、財団法人全道消防職員協会の掛金及び小樽市役所納税貯蓄組合の積立金について、この二つの組織が14年度中に解散するため、控除できる項目から削除するとともに、所要の改正をするものであります。

以上です。

委員長

「議案第46号について」

北野委員

議案第46号は、非核港湾条例です。本会議で提案の趣旨の詳しいことは述べたとおりであります。市長の外国艦船入港の三つの基準では、核兵器搭載可能艦の入港を阻止し得ないという現実を立て、改めて非核港湾条例案を提案したわけです。

特に今回の提案の今日的意義であります。2月8日にブルーリッジが入港しました。市長の三つの基準では、小樽港の貨物の作業、荷役作業とパッキングしない限り、核兵器搭載可能艦は自動的に入港するというしくみになっている。これを今回のブルーリッジの入港は改めて証明したものであります。市長の三つの基準では、核兵器搭載可能艦の入港を阻止し得ないと。そこで、我が党が今回提案している非核港湾条例をつくって、核兵器搭載可能艦の入港を断ることがどうしても必要だということになります。

2点目は、今日の情勢との関連で、市長が港湾施設使用を認めることがいったいどういう意味を持つかということについては、深く考慮されておりません。我が党の条例が実現できれば、我が国を取り巻く状況がどうあるとも、我が小樽市の平和を求め、非核を求める姿勢というのが内外に明らかとなって、市民の安全と平和、財産を守る上で重要な貢献をすると確信しています。

以上が、提案趣旨であります。

委員長

これより質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

それでは、共産党、新谷委員。

新谷委員

およそ10分たったら教えてください。

委員長

わかりました。

新谷委員

就学援助について

初めに、就学援助についてお聞きします。

新年度予算では、小・中、計766万円減額しておりますけれども、この理由と内容についてお知らせください。

(学教)学務課長

今、お聞きのとおり、15年度予算では14年度当初予算と比較しまして、小・中合わせて700万円程度の減額となっております。

理由といたしましては、制度の一部見直しをした結果であります。制度の見直しについては2点であります、1点目は就学援助の認定基準の見直しをしております。この就学援助認定基準額につきましては、生活保護の基準を準用いたしまして、何項目かを算定基礎にしながら算出をしているところでございますが、その中で住宅費の部分、今年度までは持家と借家の区分をつけ、持家については月額1万3,000円、借家につきましては月額上限が3万5,600円という形で算定をしておりますが、15年度につきましては、この借家区分を撤廃し、持家と同様、一律1万3,000円の算定としたいというふうに考えております。

それから、2点目は支給額の関係であります。就学援助の支給額は、基本的には国の要綱に基づいて学用品等の支給額を定めておりますが、宿泊を伴う校外学習費の宿泊料の部分で、国の支給基準にはない市の単費補助という形で、14年度までは上限2,000円の宿泊費補助を行っております。これを、15年度につきましては、単費補助を撤廃いたしまして、この宿泊費の補助をなくするというのでの予算減になっております。

新谷委員

それでは、保護者に対してお知らせをしますね。その収入の基準ですけれども、どういうふうになるのでしょうか。

(学教)学務課長

従来、保護者への通知は、申請書の中にこの制度を説明し、お知らせをするという形でやっております。14年度の保護者への説明の部分につきましては、4人世帯の計算例といたしまして、さきほど申し上げました借家の上限額で試算したものを載せておりますので、14年度の申請書の中では「4人世帯ではおおむね433万円程度以下の収入の方」という表現になっておりますが、15年度につきましては、さきほど申し上げました一律1万3,000円という形にしておりますので、「4人世帯標準で398万円程度以下」という記述になっております。

新谷委員

そうすると、35万円ないし36万円の基準が低くなったということでは、やっぱり影響があるのではないかなというふうに思います。この新しい基準にしますと、就学援助を受けられなくなるのは、何人ぐらいの見込みですか。

(学教)学務課長

就学援助の認定は、毎年毎年申請をしていただくということになるものですから、申請をされる方の前年度の収入等を勘案してみるわけで、一律に何パーセントということではなかなか言えない部分もあるのですが、14年度の既に認定している方々、これをこの制度、15年度から実施する制度でやった場合、どのようになるかということで、小・中ともそれぞれ数校ずつサンプリングをして、算定してございます。その結果で言いますと、小学校の場合で

は約6.8パーセント程度、中学校では1.9パーセント程度が非認定という形になるかと思っております。

新谷委員

人数では何人くらいですか。

(学教)学務課長

小学校では87名、約90名。中学校では10数名、十二、三名というふうに考えております。

新谷委員

100人以上が今回は受けられなくなるかもしれないということですね。

それで、確かに市の財政状況もいいとはいえませんが、国がこの就学援助の補助金を減らしてきたというのは、一つ大きな問題があると思うのです。国の責任を放棄しているという部分は問題だけれども、でも、これ政府の試算だと思うのですけれども、勤労者の実収入は2年前と比べて27万円ほど落ちているのです。そういうときにこそ、やっぱりどの子にも心配せずに就学援助を受けてもらう、安心して勉強してもらうという点では、例えばこの宿泊研修がどういうふうになっているのでしょうか。この点で少し改善できないのかなと思うのですけれども、宿泊研修は小学校の5年生と中学2年生ですね。それで、それぞれ大体どのくらいかかっているのですか。

(学教)学務課長

宿泊研修につきましては、小樽の実態でということになるのですが、小学校では約半数の学校で実施をしております。小学生の場合は、ほとんどがおこばち山荘を利用するという形になっておりますので、もともとおこばち山荘の利用につきましては、施設使用料等については市で負担しておりますので、それぞれ保護者の負担額ということについては1万二、三千円、主に食費の部分が負担になっているというふうに思っております。それから、中学生は、中学2年生が宿泊研修を実施しております。これは全校で実施しているはずですが、それで、中学生の場合はおこばち山荘ではなくて、札幌周辺のいろいろな施設見学等を行っておりますので、多少ばらつきがあるのですけれども、1人当たり1万四、五千円の負担だというふうに思っております。

新谷委員

宿泊1泊するだけで、けっこうなお金がかかるわけですが、中学生になればいろいろ部活だとか、そういう点においても目に見えない出費というのがけっこうあるのです。それは、制度をこれまでどおりに維持できないとしても、せめて宿泊研修の部分で中学生だけ補助するとか、あるいは半分にするとか、何か改善策を打つべきでないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(学教)学務課長

14年度については支給しているわけですから、支給そのものが悪いかどうかというふうには、もちろん私どもも全然考えておりません。ただ、今回の見直しにつきましては、その認定基準も含めまして、実はこれに限らずすべての事業についての見直しを行い、また、その見直しの中では、道内の類似都市の比較等もしながら検討してきた結果、こういう見直しをせざるをえないという判断をしておりますので、その辺についてのご理解をいただきたいと思っております。

新谷委員

類似都市とおっしゃいますけれども、就学援助だけの金額ではなくて、やっぱり税収入だとか、所得だとか、いろんな面でほかの都市がどうなのか、そこら辺まで考えてやったことなのですか。

(学教)学務課長

ちょっと税収等については、私どもの方で承知しているという形にはならないのですが、例えばこの認定基準につきましても、従前行っていました持家の部分でいいますと、小樽の場合434万円という金額になるのですが、これは類似都市、2級地の1という市が道内10市あるわけですが、それについても小樽市がトップ、あるいは認定率そのものも最も高い認定率になっていると、そういった中で一定の見直しを行ったということでございます。

新谷委員

等級については、ここで決めることでなくて、それは国の決めた基準ですよ。ですから、やっぱりこの不況のときにおいて少しでも支援するように、それが小樽市としての役割だというふうに私も思いますので、今後いろいろな事例が出されてくると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

放課後児童クラブについて

次に移ります。

放課後児童クラブについてですけれども、直近の申込状況と定員をオーバーしている学校を教えてください。

(社教)社会教育課長

15年度の放課後児童クラブの申込状況でございますけれども、現状の中では合計いたしますと、552名の方が申し込んでおられます。現在、定員をオーバーしている施設につきましては、長橋小学校、最上小学校、望洋台小学校、朝里小学校、銭函サービスセンター、それから勤労女性センターということになっております。

新谷委員

人数はどうですか。

(社教)社会教育課長

人数につきましては、長橋小学校が33名ということでオーバーしております。それから、最上が35名、望洋台が33名、朝里がA、B合わせまして63名。銭函サービスセンターが32名、勤労女性センターが43名ということになっています。

新谷委員

これに対する対策ですけれども、いつものとおり3年生は遠慮してもらおうと、そういう方向でいくのですか。

(社教)社会教育課長

申込みに当たりましては、保護者の皆様に文書で、定員がいっぱいになったクラブにつきましては、低学年からの入会優先ということで、高学年の方にはまことに申しわけありませんがご遠慮いただきますという形でご了解を得ております。したがって、どうしてもオーバーをしたところにつきましては、やはり3年生のお子さんからご遠慮願うしかないのかなということを考えております。

新谷委員

学校によっては3年生も入れるし、また、オーバーしているところでは3年生は入れないということですね。では、その3年生、オーバーした部分は全員断るわけですか。

(社教)社会教育課長

このオーバーした3年生の部分ですけれども、例えば10名申し込んでいて3名オーバーしたという場合、その3名をどうするか。こういった場合、我々も抽選をしたりなんなりというようなやり方もあるかと思うのですけれども、現状の中では、来た3年生を全員ご遠慮願うという形にしかならない場合もある。いろんな方法はあると思うのですけれども、現在はそういう形で、3年生の場合はご遠慮いただいているということでございます。

新谷委員

抽選でいくのですか。

(社教)社会教育課長

そういう方法もいろいろ考えられると思うのですけれども、来年度につきましては、3年生はご遠慮いただくという形をとらざるをえないと思っております。

新谷委員

本当に、入れる学校と入れないところと非常に不公平ですよ。そして、実際になぜ申し込むかといえば、やっぱり働きに行って子どもたちが心配だから預けたいということですよ。今、人数聞きましたら、33名とか、長橋、

望洋台33名ですね。銭函32名です。2人から3人の定員オーバーですから、やっぱりこれ何回も何回も、私、1年間同じことを言ってきたと思うのですけれども、これぐらいの人数オーバーであれば、受け入れてもいいのではないかと思います。保育所では、最近の基準でも定員の20パーセントまでの枠を超える部分は認めているのです。ですから、やっぱりこれぐらいの人数、まあ10人もというのであればまた別ですけれども、公平感、それから働く保護者の皆さんの支援ということで、留守家庭児童の育成ということで、この人数、少ないわけですから、受け入れられるべきだと思うのですけれども、どうしてそこが進まないだろうか。本当の理由は何ですか。

(社教)社会教育課長

確かに、この1年間、長い間ご指摘されている部分でございまして、この1名2名という部分、何とか対策の方法といたしますか、ならないかというお話でございまして、これは各関係する方面との取決めの中で、原則として定員は30名となっています。それから、指導員の加配につきましても、児童17名までは1名つくけれども、18名以上になると2名置くというような取決めもございまして。そういった中で1名、2名のお子さんを何とか受け入れられないかというお話ではございまして、我々といたしましても、できるだけこういった面で働く保護者の方が増えてきている中で、お子様を預かる施設というのは他にないわけではございまして、もう少しこの辺、どこまでできるかちょっとわかりませんが、今後の課題として取り組んでいきたいと考えてございまして。

新谷委員

今後の課題ということでは、毎回同じようなことを聞いているわけですが、最上と朝里については、去年も定員オーバーしておりました。最上については、余裕教室があるということで、学校の方から聞いております。一番の理由は財政的な問題である、これに尽きると思うのですけれども、だけれども、やっぱり財政が厳しい、厳しいとあって、子どもたちを安全に育成するということは、これすごく大事なことだと思うのです。ですから、最上なんかはもう一つ開設したらどうかと思いますし、それから朝里については、ずっと1年間奮闘してきたと思うのですけれども、その二つは今どういうふうになっていますでしょうか。

(社教)社会教育課長

最上小学校につきましては、校長先生のお話も伺って、確かに余裕教室はないことはないという返事はいただいております。通年で最上のクラブを見てみますと、やはり年度当初は30名を超えておりますけれども、途中で3年生になっていきますと、1人で留守番ができるようになって退会をしていくというお子さんも出まして、やはり年度途中になりますと30名を切ってくると。ただ、そうした中で、クラブを一つ増設というのはどうなのかなという気持ちもございまして、ただやり方として、やはりどうしてもこういう入れないお子さんのために、余裕教室が学校側であるというお話であれば、クラブをある程度、一つ増設して、年間通してクラブを使うのではなくて、例えば人数が1クラスで済むような形になってくれば、もう一つのクラブを閉鎖するというように、そういう形で、指導員も3か月更新という形で使えば、ある程度そういうことも考えられないことはないのかなというふうに思っております。これもまたやり方をちょっともう少し詰めながら、そういう方法もあるのかなと思っております。

また、朝里小学校につきましては、この校長先生とも何度もお話ししましたが、朝里小学校については余裕教室はないですと。例えば余裕に見えても、これは学校教育に優先だというお話も言っていて、私たちとしても、朝里小学校でこれ以上放課後児童クラブを増やすのは無理なのかなと思っております。ただ、この周辺に、かなりそういった学校にかわる別の施設はないか、こういったものを探していく中で、少しその施設がクラブとして利用できるかどうかということも含めまして、今後また検討していきたいと考えております。

新谷委員

ちょうど元の朝里出張所がありますよね。あそこら辺はどうなのですか、市の持物だと思うのですけれども。

(社教)社会教育課長

旧朝里出張所は、現在、埋蔵文化財の収蔵庫となっております。ただ、あの施設は、現在収蔵庫の問題もいろいろ

る内部で問題を抱えておりまして、あの施設を使っておりますけれども、ただ埋蔵文化財を出してほかの施設へ移せば、あそこも使えないことはない。市の施設でございますので、ある程度手直しをすればできないことはないと思いますので、その施設も含めまして、今後近いところを検討していきたいと考えております。

新谷委員

今、具体的にここがいいのではないかとということも出てきましたので、これは前から見たらすごく前進だと思うので、ぜひ前向きに早急に開設していただくようお願いをいたします。

学校給食について

それから次は、学校給食について伺います。

今年給食用の強化磁器の給食用器具の整備費が230万円計上されていますけれども、その内訳を教えてください。

(学教)学校給食課長

磁器食器の予算の内訳でございますけれども、食器購入は約2,600個と、食器洗浄委託料込みで230万円を計上したものでございます。

新谷委員

この2,600個というのは、このまますぐ小学校に使えるのですか。

(学教)学校給食課長

予算で食器約2,600個の購入を予定しておりますが、購入しました食器をすべて小中学校で使用いたしますと、現在米飯食器の洗浄は民間委託をしているということから、食器洗浄料が増高してしまい、予算オーバーしてしまいます。そのため、食器を年次計画で購入しまして、実際に使用する食器を年々増やしていく、このように考えております。

新谷委員

年々増やすということですが、どういうふうな計画でいくのですか。

(学教)学校給食課長

年々増やすという状況等についてのお尋ねでございますけれども、15年度の予算をベースといたしますと、5年後にはすべての小中学校で強化磁器食器が使用できると、それが可能になるというふうに考えております。

新谷委員

5年というかなりの年数がかかるのですね。食器、今使っているのはポリカーボネートですね。それは何回も洗浄を繰り返すと環境ホルモンのビスフェノールAというのが検出される、これは実験で明らかになっています。125回から200回洗浄すると、これが微量に出てくるという報告があるのですけれども、それが試験では、5検体のうち二つから三つ検出されていますね。環境ホルモンは子どもの成長に大変大きい影響を及ぼします。今、男性の女性化とかいろいろ言われていますけれども、これはやっぱり体に悪いものは早くかえなければいけないと思うのです。その点に対してはどうですか。

(学教)学校給食課長

環境ホルモンの溶出についてのお話ございました。小樽市では、平成14年2月に道立衛生試験所に、現在使っておりますポリカーボネート製食器のビスフェノールAの溶出の検査を依頼したことがございます。そのときには、ある一定の基準を設けた中ではビスフェノールAの溶出はないという試験結果が出ております。

ただ、いろんな国ですとかいろんな本の中では、やはり少量であってもビスフェノールAの溶出ということを考えていかなければならないという、こういう文献もございますので、私どもはできるだけ早くポリカーボネート製食器を強化磁器食器にかえていきたいと、そう考えております。

新谷委員

今の道の検査というのは、かなり古い検査ですから、やっぱり少しでも体に悪いのですから、かえるべきだと思

うのですけれども、今、農水省で、米飯給食の増加に対して、食器を含めた補助をするというお知らせがあるので、すけれども、米飯の回数を増やす予定というか、そういう話は出ていないのですか。

(学教)学校給食課長

現在、米飯は週2回供給しておりますけれども、現在のところその回数を増やす考えはございません。

新谷委員

これは全国平均では週2.8回ということで、やや3回やっているわけですが、残留農薬が検出されるパンより、小麦粉ですね、それより米飯の方が体にもいいのではないかなと思いますけれども、その辺はどうなのでしょう。全然、増やす予定というのは、学校給食会としても出ていないのですか。

(学教)学校給食課長

さきほども申しましたように、現在、週にパン2回、米飯2回、それとめん類1回ということで、バランスをとったといいますか、そういう給食内容としておりますので、現在のところ米飯を増やす、そういう考えは持っておりません。

委員長

新谷委員、10分たちましたのでお知らせしておきます。

新谷委員

ちょっとこれ、まだ聞きたいことあるのですけれども、いずれにしても、5年という年数は非常に長いです。もう少し早く年次計画でもいいと思いますけれども、せめて二、三年で全部行き渡るように予算措置をやっていたきたいと、これは給食課に言ってもだめかもしれませんが、ぜひお願いしたいのです。

北野委員

消防署所及び消防職員適正配置計画について

消防本部に伺います。今日、委員会が開かれる直前に資料が配られ、さきほど説明がありました。私どもが検討したのは、基本方針についてです。この配置計画と基本方針で違っているところを説明してください。

(消防)総務課長

これは基本方針ののっとして、適正配置計画を計画したものでございまして、内容的にはほぼ同じです。

北野委員

同じということで、用意した質問を続けます。

もう少し早くこれは配られなかったのか。同じだから配っても配らなくてもいいということで、直前に配布になったのですか。

(消防)総務課長

いえ、決してそういうことではございません。基本方針と同じということでさきほど答弁申し上げましたが、やはりそういうことで、事前に各会派の委員の方にはお知らせしてございません。そういうことでございます。

北野委員

そうしたら、基本方針に基づいて質問を組み立てましたので、適正配置計画は変わっていないということですから、その都度説明をお願いします。

まず、本会議の市長答弁にかかわって伺います。平成15年度実施の花園ポンプ車の本部編成と通信3部制、これを平成15年度実施と聞いているが、間違いありませんか。

(消防)総務課長

間違いございません。

北野委員

平成15年度予算案は、花園を10人削減することを前提にした予算ですか。

(消防)総務課長

これは私ども基本方針でもお話ししましたが、一応、10年間ということをめどにやっております、職員の採用につきましても、そういうことで計画してございます。

北野委員

結局、職員の削減だけは24人減らすうち、10人は今年度中にやってしまうと、初年度で。救急車の方はいつになるかわからない、年次は示されないと。これがあなた方の態度です。

そこで伺いますが、花園出張所のポンプ車を本部職員で編成することには、初動に影響はないということで市長が答弁されています。これについて間違いありませんか。

消防署長

花園職員の本部編成の体制でございますが、勤務時間中につきましても、花園の現行の出動基準に従って出動することといたしていると考えております。また、夜間、祝日等につきましても、2次、あるいは特別出動という形で考えておるところでございます。

北野委員

火災現場への到着時間、2月1日の最上1丁目の火災ですね。これを例にして比較をしますと、最上出張所から出動するのと花園から出るのでは、到着時間は当然違いますよね。

消防署長

花園から旧最上出張所までの距離でございますが、直線距離で800メートル、走行距離で約1,000メートル、こういってございまして。毎分500メートルで走ったといたしますれば、2分程度の差があるものと考えております。

北野委員

だから、花園のポンプ車を本部職員で編成すれば、勝納や長橋から最上町に行くということになるわけでしょう。到着時間ももっとも遅れるわけでしょう。初動に影響ないなんてどういうふうにして言えるの。

消防署長

確かに、火災の現場によっては時間の差があるかと思えます。夜間や祝日等の4台の出動態勢というのは、花園の近隣の署所から出動させるということでございます。例えば、花園区域の有幌などにつきましても、むしろ警備、勝納の消防署の方が早いというような場所もございまして、確かに委員がおっしゃるとおり、場所によっては遅い、あるいはまた、早いといったことがあるというふうには認識しているところでございます。

北野委員

差し引きすれば、全体としては初動で到着時間の遅れがあるということにははっきりしているでしょう。それなのに、市長に対して初動態勢に影響ないなんて何で答弁させるのさ。とんでもない話ですよ。

次、ポンプ車を本部編成にすれば、初動時に限れば、花園1車減車と同じ影響を与えるのではないかというふう聞いても、4台でカバーするから何でもない、こういう答弁なのです。質問の核心に答えていませんから、改めてよく考えて説明してください。

消防署長

現在の出動態勢は、火災の入電と同時に4台出動すると、こういう態勢を小樽市内とっているところでございます。

北野委員

いや私は花園のことを聞いているのですから、小樽全体でないですよ。花園に限って答弁してください。

消防署長

花園につきましても、これは従来花園地区につきましても、花園のポンプ車2台、近隣から2台の4台態勢とい

うことでございます。さきほど申しましたが、日中勤務時間につきましては花園の出勤と、夜間につきましては、近隣から出勤しますので、若干の時間の差はあろうかと思いますが、4台態勢。初動態勢、4口の放水態勢をとるということでは影響ないものというふうに考えております。

北野委員

あなた方はすり替えているのさ。4台行くということについては私も否定しませんよ。しかし、到着時間でしょう。火災なので、早く行かなかったらだめでしょう。その時点で消防力の低下になっているのではないかとこのことを聞いているのですよ。

消防署長

確かにさきほども言いましたけれども、場所によっては夜間については花園、特命出勤という形になりまして、その間、近隣から出る態勢をとるわけでございますけれども、場所によっては、次着、3着隊というのは、時間がかかるところもあるかというふうに思っております。ただ、4台が次々と到着しますので、いわゆるそういった態勢の中では、現在の消防態勢は維持できると、そういうふうに考えてございます。

北野委員

維持できるというのは、火災になった場合に到着時間が遅れば火災が広がるわけでしょう、消防力の低下ですよ、これは。そのことを時間差はあるけれども4台そろえて行く、そういうことをやるから影響ないなんて、そんなのはき弁ですよ。具体的に伺いますが、現行であれば最上で火災が起こったときに、花園のタンク車とポンプ車が同時に出勤するわけですよ。ホース4口がそろおうと。ところが、休日、夜間、本部職員がいないときは、長橋あるいは勝納から応援を得てポンプ車が行くわけでしょう。花園から行くのはタンク車だけですよ。そのタンクの水、空になったらどうするの。

消防署長

タンク、ポンプが出張所から2台同時に出勤する場合におきましては、ペア作戦といいまして、タンク車が火災になるべく接近して持参水を放水すると、その間にポンプ車が水利部署して水を補給すると、こういう戦術を基本的にはとるわけでございます。例えば、花園のタンク車は10トンでございます、ほかのタンク車の5倍の水を積んでいるわけでございます。したがって、場所にもよりますが、花園のタンク車につきましても火災現場に接近しての持参水を放水すると。その間に、例えば手宮のポンプあるいは長橋のポンプ、手宮のポンプが来たら、先に来た車が消火栓に部署して水を補給すると。例えば、タンク車の水が、次着隊のポンプ車が来ても補給しているのを待ち切れないというような場合もあるかと思えます。その場合は、タンク車といえども消火栓に部署すると、こういう戦術をとっているわけでございます。

北野委員

だから、現行同時にタンク車、ポンプ車、2台で4口で放水するというのが、やっぱり劣るわけでしょう、計画によれば。しかもあれでしょう。最上のてっぺんの方、消火栓、冬はあいていないのですよ、それは皆さんもお認めになっているのですよ。消火栓のところへ着いた消防隊員がスコップで雪をどけて、そこでホースをつなぐのですよ。そういうことになると、なおさら遅れるわけでしょう。だから、初動に影響ないというのは、時間はもうはっきり遅れることは明白なのですよね。そして、4台そろうから影響ないということで、あなた方はすり替えをやっていて。市民から見れば消防力の低下につながるというよりも、はっきり消防力の低下を来す適正配置計画について、これは私が本会議で指摘しましたけれども、撤回すべきだということは明らかだと思うのです。

具体的な内容について伺いますが、花園職員が減った後、今までの人数でやっていた業務、これは去年の12月17日と今年の1月22日に職員に説明していますが、その内容について説明してください。

(消防)総務課長

内容につきましては、さきほど言いましたように、各会派にご説明した基本方針にのっとった形で説明してござ

います。

北野委員

課長、それではちょっと木で鼻くくったという言葉は悪いけれども、本当につれない答弁でないかい。ペア作戦は壊すし、聞けば木で鼻くくったような答弁ですよ。職員にどういう説明をしたのかと聞いているのですよ。あなた方が我々に説明した、適正配置計画の基本方針を説明したと、それに対して質問や何かもあったわけでしょう。それに対しては何と答えているの。

(消防)総務課長

その説明の中でいくつかの質問がございましたが、ただ、私どもも、具体的に示したのは、例えば花園出張所の本部員の編成を15年度に行いたいということと、それと、今、北野委員おっしゃったように、通信指令系の2部制から3部制への移行と、こういったものについては早めにやりたいと。その中でいろいろな質問がございました。ただ、本部員編成をどういう形ですのかと。これにつきましても、それぞれ通信の方であれば当然警防課の所管でありますので、そういった中で、係長以下係員も、果たしてこういう形でできるのかどうかということで、それぞれ疑問点、それから課題、それからそれに対する方策、そういったものを各課から出していただいております。以上でございます。

北野委員

それだけではないと思うのですが、例えば、今、花園の出張所の職員が行っている査察、水利の手入れ、これはだれがやるのですか。

(消防)総務課長

当然、私どもも今まで、現行、いわゆるポンプ、タンク2台と、それから救急車1台というのを、当然花園が今度ポンプ車1台になると、当然やっぱり人が減るということで、今まで持っている仕事がやはり負担増になるというのは私ども承知してございます。そういった中で、例えばいわゆる防火対象物、査察のそういった対象物の件数をどういう形で職員に負担をかけないように、例えば非番を利用するとか、それからあるいは小樽市消防全体のいろいろの対象物の件数を均一化するとか、いろいろな方策がございまして。ただ、今のところどういう方法にするかというのは、これから詰めてまいりたいと考えております。

北野委員

職員に負担をかけないと言うけれども、査察や水利の手入れを非番の人でやるといったら、今まで非番の人、何もやっていないのをやらせるのだから、負担がかかることになるのでないの。何で負担かけないと言えるの。

(消防)総務課長

私、今ちょっと具体的に話したのですけれども、ただ確かに委員おっしゃるように非番となると、今まで非番やっていなかったものですから、そういうお話は出ると思います。ただ、消防といたしましては、例えば大雪で消火栓の除雪が困難で、水利の確保ができないというような場合には、以前にも非番の職員を動員して、そういうような対処をとったこともございまして、必ずしも非番職員をそれに使うという方法は、決してだめだというふうには考えてございません。

北野委員

そうしたら、職員に負担かけないという答弁は事実上撤回するわけですね。だから、大雪のときはそうかもしれませんが。しかし、常時、あなた方は非番の人を動員するというふうに考えているのでないの。

(消防)総務課長

今、私は例えばの話で、非番の職員のそういう動員もあり得ますよということで、ただ、それ以外に例えば消火栓の除雪につきましても、いわゆる消防団、今現在も行ってはいますが、消防団の人に一部の地域をやっていただく、そういった方法もありますし、さきほど言いましたように、具体的に例えば非番だけでやると、そういう

ふうでなくて、いろいろな形の中で、今後どういうふうにしたら一番職員にいわゆる負担増をさせないで行っていただけるかというのを、これからやっぱり少し、中で職員の意見も聞きながら、横断的に考えてまいりたいと、このように考えております。

北野委員

課長、言葉をそういうふううまくあなたは使うのだね。ただども、負担かかることだけはっきりしているでしょう。これ消防長どうなの。負担かけないで適正配置計画の業務を進めることのできるの。最高責任者として責任持って答弁してください。

消防長

今、職員に負担をかけないでということでございますけれども、今、現行の仕事が、業務がそれでもっていいのかということであれば、そういうこともまた言い切れないわけでございます。そういった意味では、職員それぞれ均一を図りながらやっていくということは必要でないかと、そのように思っておりますので、そういう意味ではご理解願えればと思います。

北野委員

理解できないね。消防長、間もなく退職するからと、そんな逃げ道つくってもだめですよ。

そこで伺いますけれども、水利の手入れとあなた方は職員に説明してあるけれども、消火栓の除雪のことが主でしょう。水利の手入れの中身をちょっと説明してください。

(消防)総務課長

水利の手入れといえば、確かに冬期間、消火栓の除雪がございますが、そのほかにいわゆる夏の間は、例えば相当草が生えていれば、そういったいわゆる草を刈り取る。それから、あるいは私どもそれぞれの区域ごとに、配水池の区分ごとに、それぞれ消火栓の色が違いますので、そういったもののペンキがはがれておりましたらそれを塗ると、そういった作業もございます。

北野委員

結局、あなた方は消防団の協力も得て、一部の消火栓の除雪等もやっているというふうにおっしゃいますけれども、しかし、なおかつ冬期間埋まるおそれのある消火栓は1割に達しようとしているのですよ。これはあなた方の資料ですよ、予算委員会に出された。だから、その上で職員を24人も減員したら、当然除雪作業に影響出るから、どうしてもこれを現行維持し、かつ、さらに消火栓を冬期間あげようと思ったら、非番の人を動員するということになるのではないですか。消防団との連携で消火栓の除雪は基本方針にはなかったですよ。

(消防)総務課長

基本方針の中にはございません。

北野委員

もっとその前に聞いているでしょう。聞いていることに答えてください。

(消防)総務課長

済みません。もう一回ちょっとお願いいたします。

北野委員

これは時間に入れないでくださいよ。

委員長

入れません。

北野委員

3月5日に予算特別委員会に出された消防水利調の資料によれば、消火栓の管理数が1,614、そのうち冬期間埋まるおそれのある数は135というふうに出しているのですよ。だから、24人職員を減員すれば、当然除雪に回る手が足

りなくなるわけですから、それを現行維持し、かつ、もっと消火栓をあけようとなれば、別な方法を考えなければならぬのでしょうか。そういうことを聞いているのですよ。消防団との連携では消火栓の除雪は考えていないのですから、だれがやるのですか。

消防署長

1,614本の消火栓がございまして、これを職員数で割りますと、1人7本くらいということになるわけでございます。これが28人減員になれば、これ1本ぐらい増えるかもしれませんが、そういった意味で、我々消防職員、消防団、協力いたしまして、除雪には火災出動に障害のないように取り組んでまいりたいと、こんなふうに考えてございます。

(消防)総務課長

さきほど、基本方針の中の消防団との充実強化にはそういったものを含めていないと、私答弁いたしました。ただ、さきほどもお話したように、今現在、既に各消防団、団長から各分団へのお願いがございまして、そういったものを既に一部やっているところもございまして、こういったものも参考にして、もしいわゆる非番の職員、それから消防団の職員、そういった方策の中の一つとして位置付けてやっていきたいという考えでございます。

北野委員

そういうふうに答えるなら、予定していないことを聞きますけれども、消防団の方に除雪をお願いしている消火栓は何本ですか、何基ですか。

消防署長

この冬も雪が多かったわけございまして、例えば2月の16日、例えば8分団、長橋地区におきましては、署員と協力して実施したわけ。その他、各出張所もそうでございますけれども、実数につきましては、降雪の都度やる場所も変わりますので、何本とは言えませんが、いわゆる降雪、積雪の都度、消火栓の状況により、逐次そういった連携をして取り組んでいる。こういう状況でございます。

北野委員

2月16日は日曜日ですよ。だから、非常勤の消防団員の協力を仰ぐにしても、その方々が休日でなければできないということでしょう。だから、その辺は消防力の低下を来すということで、納得のいく答弁は得られていません。

次、さきほど指摘した職員への説明で、4月から実施する花園職員の10名減員にかかわって、細かな内容については、これから考えていきたいとお答えになっているのです。それは間違いありませんね。

(消防)総務課長

これは私ども今考えておりますのは、4月からではなくて6月から体制とっていきたいと、このように考えております。

北野委員

そうすると本部職員、いわゆる出張所の各消火に当たっている職員から見て、本部の職員でポンプ車を編成をするということになると、平日勤務のとき、本部の仕事をやめてポンプ車に乗って出ていくわけですから、訓練が必要ではないかという、そういう要望があるのですよ。訓練は6月からの実施に間に合うのですか。

(消防)総務課長

そういうお話もありました。ただ、私ども消防吏員ということでございまして、例えば消防本部には、いわゆる現場からの人、それからそういった方々が交流していますので、ただ、本部に来て相当数現場から離れているということも、当然今、委員ご指摘のような点もございまして、私ども訓練を、これを各課のいわゆるいろいろな仕事の中に影響を与えないようなことで、それぞれ各課から例えば1人ずつでも集めて、そういう形で、センターがございまして、そこでじゅうぶん訓練して対応するような形に持ってまいりたいと、このように考えております。

委員長

北野さん、20分になりましたので急いでください。

北野委員

そうしたら、急いでやります。

次、消防団との連携について伺いますが、塩谷と銭函では、救急車の出動とそれから消防自動車の出動を乗り換えて行くと、乗換運用をしようとしているのですね。ところで、伺いますが、消防自動車が火災で出動しているときに救急車の出動要請があったら、救急車はだれが対応するのですか。

消防署長

確かに火災が先、例えば銭函で先に火災があったというような場合は、ポンプ、タンク2台出動させると、救急車は置いていくと、そういうふうを考えております。この場合、銭函管内で出動があった場合は、まち場からの救急出動をさせると、こんなふうを考えてございます。塩谷についても同様に考えてございます。

北野委員

そうすると、適正配置計画で仮に実現したとしても、救急車の配置が一番近いのは朝里ですよ。だから、救急車は、朝里から銭函まで飛んでいくということになるのでしょうか。命にかかわることで、そういうようなことを平然とやるのかということですよ。これが市民の要望に沿う救急体制の強化になるのですか。全然納得いかないですね、こういうやり方は。

(消防)総務課長

今のお話なのですけれども、ただ、私どもは、今、救急車両というのは、市内で4台で一応出動態勢をとってございます。ただ、今、委員おっしゃったように、今でも重なる場合、重複することもございますし、今言ったように、例えば銭函で火災出動があって、2台とも出て、救急対応ができないという場合には、やはりこれは市内から呼ぶというのが私たちまず原則ですし、また、市内でもしなければ、やはり札幌からの応援を頼むと、そういういろいろな方法もやっぱり考えていかなければならないと、そのように考えております。

北野委員

銭函よりも市内の救急車の出動要請は非常に密度が濃いわけですから、あなた方のお話聞いても。だから、もう5,000回でしょう、年間。それを超えようとしているわけですから、そういうとき、銭函で不幸にして火災があり、火災の後に、今言ったように、だれもいないときに救急車の出動要請があったら、朝里から行ってくださいとか、花園から行ってくださいと言ったって、ここの救急車が出動してできないというときは札幌に頼むの。命にかかわることですよ、どうしてこんなむちゃくちゃな計画にしたのですか。

消防署長

昨年の救急件数でございますが、5,516件と過去最高の件数になったわけでございます。現在、4台の救急車で、多少重なるときもございます、確かに。しかしながら、特別問題なく対応してきたわけでございます。これから2台増車するわけでございますが、そういった遅れのないようにじゅうぶん検討、取り組んでまいりたいと、こんなふうを考えてございます。

北野委員

最後、救急車の問題だけについてやりますけれども、その前に、今、署長影響ないと言うけれども、これも影響あるでしょう。せっかく救急車、銭函に配置したけれども、いざ出動となれば、火災と重なっていたら、銭函のやつ使わないで、朝里なり花園から行くのですよ。こんな救急体制の強化なんてことがありますか。その辺、もう少し現実に合わせて検討していただきたい。この問題については、今日は花園を中心に聞きましたけれども、まだ疑問がありますから、随時聞いていくようにいたします。

最後に、救急車の配置と救急隊員の健康保持について伺います。救急車の車庫、消毒体制はどうなっていますか。

(消防)予防課長

救急自動車の消毒に関しましては、小樽市消防救急業務規程に基づきまして実施しております。消毒の種類は定期消毒と臨時消毒、それぞれそれぞれの救急出動の事案後に実施しております。その際、使用薬品の種類としましては、エタノール、クレゾール、ピューラックスなどを使用しております。その消毒の後は、その結果を消毒実施簿に記載しまして、救急車庫の中あるいは物品庫の中の見やすい場所に表示しております。

北野委員

消毒をしたという表示をしているということでしょう。

(消防) 予防課長

はい。

北野委員

本部からいただいた小樽市消防救急業務規程、これしかないの、救急車の消毒に関する規定は。

(消防) 予防課長

国の基準では、実施基準というのはございます。その実施基準の中に、例えば器具関係につきましては、小樽病院に業務委託をしまして実施をしております。それと、車両の消毒に関しましては、例えば所定のクレゾール液、ヒビスコール、エタノール、ピューラックスなどといった薬液を使用いたしまして、車両の隅々まで消毒をしているという状況であります。

北野委員

私は、救急車の消毒に関する規定が国で決まっていると言うから、それを持ってきてくれと言ったら、例規集の中にあるこれを持ってきたのですよ、あなた方は。

消防署長

小樽市救急業務規程でございますが、国の実施基準に基づきまして、これらが策定されているものでございます。

北野委員

そんなことはわかっていますよ。国の基準に合わない規程をつくっているなんて言ってません。私は国の基準があるとあなた方がおっしゃるから、それをちょうだいと言ったのだよ。そうしたらこれを持ってきたのでしょうか。何かおかしいことやっていますよね。

それで、救急隊員の健康保持については、今の説明では、定期と臨時にあると。そのほかはありますか。

消防署長

感染症患者の搬送の疑いがある場合には、また搬送後に、病院の医師から感染患者だと、結核患者だったというような場合につきましては、保健所を通じまして連絡がございまして、これにつきましては、健康診断あるいはまたレントゲン検査、追跡検査等と、こういうしくみになっているところでございます。また、救急隊員につきましてはB型肝炎の予防接種、これはもう事前に行っているところでございます。

北野委員

それだけですか。救急隊員の定期検査、臨時検査の結果、何か心配される事態は起こっておりませんか。

消防署長

過去におきまして、救急搬送後、結核患者だったというような連絡を何回か受けてございまして、これらにつきましては、病院の方で検査し、また追跡検査し、医師の指示どおり実施しているところでございます。

北野委員

だから、今のところはつつがなくやっているとこの答弁なのですね。

では最後に、救急隊員の方は大変な仕事をされているわけですから、健康保持、これについては今の規程の中でじゅうぶんだということではなくて、定期検査で明らかに救急業務にかかわって、感染したと思われる抗体が発見されたという事例だってあなた方承知しているわけでしょう。そういうことは全然答弁しないのですから。だから、

定期検査も、やはり今の回数でいいということではなくて、救急隊員についてはもっと回数を増やすとか、そういうことをしなければ、感染症で医師からいろいろ保健所を通じて指示あるというけれども、それは何日か後の話でしょう。だから、急を要する場合もあるわけですから、救急隊員の健康保持については、全力を尽くしていただきたいということを要望して、時間済んでいますからこれでやめます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党、見楚谷委員。

見楚谷委員

消防団の充実強化について

今、消防本部からこの適正配置計画が発表されましたので、私の方から消防団の充実強化という項目の中でもって質問をさせてもらいたいと思います。

さきほどから、北野委員の質問の中でも消防団の話が出ていました。私も消防団の一員でありますし、我が党には団長もいらっしゃいます。この関係の中で、除雪に関しましては団長通達という形の中では、毎月10日の日の切替日に、もし埋もれている消火栓があれば掘り出してくれというようなこともありますので、我々も何度も掘り起こしにいった記憶はあります。

そのような状況の中で、この消防団の充実強化の中で、常備消防と要するに消防団との連携、これを強化していかなければならないというようなことであり、今後、取り組まれていくわけですが、具体的に今考えていらっしゃるものがあつたら、連携についてお知らせしていただきたいと思います。

(消防)総務課長

さきほど計画の中身を申し上げました。それで、具体的なこれからの内容につきまして、いくつかご紹介したいと思います。

消防団は、今、見楚谷委員おっしゃったように、現在はいわゆる声掛け運動などの予防活動、それから火災現場におきましては警戒ロープの設定などの警戒活動というものを現在行っておりますが、いわゆる消防団員の意識が相当高まっております、私どもの方にいろんな形の中で団員さんからの声が上がってございまして、そういったものから、消防活動、いわゆる放水活動も重要な消防団の任務の一つだというようなお話がございましたので、その体制づくりとして、今後逐次、施設装備や、さらなる訓練の充実を図ってまいりたいと考えております。今後、装備の中でも防火衣、それからホース、そういったものについては、計画的に順次、整備していきたいと考えております。

それと、現在も定期的に、常備消防と一緒に私どもの天神の訓練場で放水訓練を行っておりますけれども、それともさらに精力的に行ってまいりたいと考えております。そのほかに、現在もう既に火災現場で放水活動を一部行っておりまして、その放水活動も今後一緒にできるように、常備消防と一緒に充実を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

(「本当に大した丁寧に答えるな」と呼ぶ者あり)

見楚谷委員

非常に丁寧に答えていただきましてありがとうございます。

消防団としてはそれぞれ18個分団ありますけれども、それぞれ例えば今のホースですとか、そういうものは後援会の皆さん方をお願いしながら、今準備されているというような形ですけれども、消防団全体を見ますと、今だんだん若い人たちが少なくなっているのかなという、我が分団も同じような状況にあるのですけれども、その実態、それと現在の消防団の平均年齢というのですか、団員の、その辺と、それとその団員の皆さん方それぞれお仕事を携って消防団に従事しているわけですが、その職業、恐らく調べられていますので、そんなようなところを

わかっただらお知らせしていただきたい。3点。

(消防)総務課長

今の実態なのですけれども、若い人はここ3年間ほど若い人の入団ございます。それで、いわゆる平均年齢につきましては、去年の4月1日現在の数字を申し上げますと、48.3歳でございます。

それと、あとその中で職業ですけれども、私どものとらえ方といたしましては、いわゆる勤めていらっしゃるサラリーマンの方と、それ以外の自営業、それから女性であれば主婦といったようなこともございますので、その内訳、去年の4月1日現在で団員総数535名のうち、そのうち約66%がサラリーマンであると。細かい数字はつかんでございませんけれども、66%というようなことで押さえてございます。

見楚谷委員

今の消防団員の数535と言いましたか。

(消防)総務課長

そのとおりです。

見楚谷委員

535ですね。そのうち女性団員は何人ぐらいいらっしゃいますか。

(消防)総務課長

女性団員57名です。

見楚谷委員

今、女性団員、団長の方からも57名と聞きましたので、わかりましたけれども、要するに条例定数から追っていったら若干少ないのかなというふうな気はするのですよね、消防団自体も。そのような状況でもって、やっぱり補充をしていかなければならないだろうと。特にこれから10年間かけて、常備消防と消防団との充実強化ということがありますし、そこそこ我が第6分団なのですけれども、ポンプ車2台持っている分団なのです。実際問題、私たちも若いのが入ってきていますけれども、やっぱりやめられる方も相当いらっしゃるという形の中で、やはりだんだん手薄になってきているということ、やっぱりこれから危くしなければいけないのかなというところで、これから団員を条例数まで持ち上げるのは難しいと思いますけれども、実際にその消防の方として、我々も常に募集みたいなものはしています。総務省の方からもパンフも来ていますから、そういうようなものはもう配ってはいらのですけれども、なかなかそういう面では入ってこられる方がいらっしゃらないというような現状なものですから、消防署にお願いするのはちょっとおかしいかもしれませんが、その辺の手だてみたいなものを何か考えていらっしゃるれば、教えていただきたいなというふうに思いますけれども。

(消防)総務課長

私ども、やっぱり若い人に消防団を理解していただきまして、たまたま、今、委員から、なかなか条例定数までというようなお話もありましたけれども、ただ、私ども考え方といたしまして、今、定年退職される方、そういった方の補充策をやっぱり一番最初にしたいと考えてございまして、その中で、今、委員おっしゃったように、私どもの手伝える部分といたしましては、いわゆる実施を、総務省消防庁から来ているポスター、それからパンフレット、そういったものの配布を公の機関やそれから人の目のつく場所、そういったところに張っていったり、それからあるいは昨年8月15日発行の広報おたるに、消防団を特に特別に特集を組んでいただきまして、市民に消防団をより理解していただいて、それから消防団のいわゆる入団の促進も図ったところでございます。

それとまた、私どもの方策といたしまして、若い人にやっぱり消防団に興味を持っていただく観点から、帽子などもアポロキャップを取り入れたりしまして、それからいわゆる活動服、そういったものにつきましては、目立つといいますか、本当に近代的なそういったような活動服なども導入して、なるべくいろんな観点から、消防団に若い人たちが目を向けるように取り組んでいきたいと、このように考えてございます。

見楚谷委員

今の活動服とキャップなのですけれども、実際に私たちも身につけますと、ちょっと違和感があるのです、まことに申しわけないのですけれども。前の作業服の色と合わせたアポロキャップなものですから、それもかつては、団員の方からみんなお金を集めてアポロキャップ買ったという経緯もあって、その辺はちょっと、今、課長言われたように、今の若い人が入ってくるあれにはならないかなという、それはあります。

それで、昨年、平成14年の11月に、総務庁、要するに消防庁の消防課長から各都道府県の防災防火所管部長あてに通知がなされております。224号ですか、これがあると思うのですけれども、その内容についてお知らせいただきたい。

(消防)総務課長

昨年11月25日付けで通知がございました。これにつきましては、全国的に消防団員が減っていると。例えば、昭和27年、約200万人全国にありましたが、これをピークといたしまして減少を続けておりまして、一昨年の4月時点で約94万人と、これももう半分以下になったというようなことと、それから平均年齢が、私どもの消防団もそうですけれども、全国的にも平均年齢が上昇しているということから、消防団の活性化を図るためには、従来からもあったのですけれども、とにかく国家公務員それから地方公務員、特に市町村の職員に消防団に入団していただいて、とにかく消防団を活性化させなさいと。市の職員がそういった形で入られますと、当然民間の方も倣って入るといような観点から、そういうような通知が確かに国の方からございました。

見楚谷委員

今、通知が、要するに消防団の強化ということを含めて、地方公務員、国家公務員も、準公務員という形の中で消防団に入団して活動できるようにしましょうということだと思っております。それで、今現在、消防団員535ですが、その中で市の職員が実際にその消防団員として活動されているという話も聞いておりますので、何人ぐらいいらっしゃいますか。

(消防)総務課長

現在、5人という数字、聞いてございます。

見楚谷委員

今、その5人、それは小樽市の職員ですね。

(消防)総務課長

はい、そのとおりです。

見楚谷委員

市の職員、今5人。535名のうち5人入っているということでありまして、これは私も通知をよく理解していないところがあるのですけれども、例えば公務員法とかいろいろ法律はありますけれども、そういう状況の中で、何か関連するような法律というのですか、法令というのですか、そういうものがあれば教えてもらいたいのですけれども。

(総務)職員課長

勤務時間中に消防団の職務をやるということであれば、地方公務員法第35条、職務に専念する義務の特例ということで、免除をいただかなければならないなと考えています。

見楚谷委員

例えばそうしたら消防団員で、要するに市の職員の方が職務中、火災等に出動したいというときには、市長の許可をもらったりという話になるのですか、そういうときは。

(総務)職員課長

地方公務員法上で、いわゆる市の職員ということがありますので、本務は市の職員ということになります。それ

に、いわゆる差支えがないかどうか。これは勤務時間中にその消防団の職務をするという場合ですけれども、その部分、いわゆる職務に専念する義務を解除してもらおうという特例の許可を得なければならない、承認を得なければならないと考えております。

見楚谷委員

それは市長から。市長の。

(総務)職員課長

そうです。

見楚谷委員

今の5人の方々は、実際に職務中にそういう消防団活動を、例えばさきほど言いましたように、火災なりいろんな中で、出るということは、今まではあったのですか、なかったのですか。

(消防)総務課長

今、私ども入っていらっしゃる市の職員5名の方につきましては、勤務時間外あるいは土・日ということで、いろんな形の中で参画していただいております。

見楚谷委員

私も何でこんな質問をしているかといいますと、やはり消防団のこれからのことを考えますと、やはり強化も当然していかなければならない。平均年齢が48歳うんぬんですよね。やっぱりこれも少し下げていかないと、これから消防団と常備消防との間の連携というのはなかなかうまくいかないのではないかなという気がするのです。実際私たちも現場の中へ出ますけれども、例えば火災のときに放水等も、我々さっき言いましたけれども、ポンプを2台持っていますので、常に水を出すような状況になっているのです。

そういう状況の中でいくと、今若い人たちも我々のところにも何人か入ってきていますけれども、そういうベテランの人たちがもうやめていかれる。そういうような状況に陥って来ているわけです。そんなような状況でもって、市の職員の皆さん方、特に地域と密着をし、地域の人の、市内の人の安全を守るなり、人命を守るなりというものを、これは消防団の一つのあれなものですから、そういう状況の中で、市の職員の皆さん方を、ぜひ消防団の団員としてどんどん教育をしてもらって、市の方から協力をしてもらいながら、団員として活動をしてもらいたいなというのが、私の今の質問の最後なのですけれども、その辺どう思われますか。

総務部長

今のお話ですけれども、町会等の活動の中で、今、私どもいろいろ市長名にもよって職員に周知をして、積極的な参加という呼びかけをして、具体的に今消防団の方には、直接そういう呼びかけはしてはございませんけれども、委員もお話のようなこともございますので、本部の方なり団の方ともまたちょっと協議をしてみたいなというふうに思います。

見楚谷委員

224号の通知というのは、要するに各都道府県なり市町村の方で強力にそういうものを押し進めてくれという一つの通知なのです。ですから、それを積極的に市なり自治体に取り上げて、消防団の強化を図ってほしいというのが筋だと思うので、その辺はこれからのこともありますので、ぜひ総務部長として考えていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

(総務)職員課長

さきほど、免除の件で市長というふうに申し上げたのですけれども、あくまでも任命権者です。

見楚谷委員

任命権者ね。そのとおりですね。わかりました。

横田委員

本庁・本部間の協定等の是正について

教育委員会の方に何点かお伺いいたします。

昨日、何か国旗・国歌の件で質問があったようですので、そちらの方はお任せします。

昨年の3定で、本庁・本部間、道教委と北教組本部の関係の協定の関係について、何点が質問いたしました。締めくくりは、今後どういう経過になっていくのか見守りたいということで終わったわけです。それで、あれから半年がたとうとしておりますし、ご答弁の中にありました12月末までどうする、あるいは年度末、3月も間もなく来ますが、それまでにどうするというようなお答えもありましたので、確認の意味でそれらについてご質問させていただきます。

まず、本庁・本部間に3定の時点で21件の協定がありまして、うち北教組の関係は12件、高教組が8件、その他が1件ということでしたが、当然8月末で破棄されたものも何点ありましたが、まだのものもありました。これらの状況についてまずお知らせください。

(学教)総務課長

昨年の3定のときにお話ししましたが、本庁・本部間の是正の有無につきましては、たしか21項目、北教組と12件、それから高教組と8件、それと道教組と1件ということでお話ししたと思うのです。この中で、明らかに勤務条件のところ完全週5日と、そういうことで、完全削除の部分もございますし、一部考え方を修正して道教委の見解を導入していくというものもございます。そういう中で、9月1日時点で、すべてそれらにつきましては整理がされたというふうに理解しています。

横田委員

本庁・本部間については、すべて破棄されたと、9月1日時点でよろしいのですね。

(学教)総務課長

ただし、12月の末を目途に廃止するといいますが、破棄するという申入れをしていたものについて、12月中に破棄ができなかった、本庁・本部間で破棄ができなかった、それについて1月4日付けで破棄通告をしたということで、21項目確認ということで、それにつきましては、1月4日付けで本庁・本部間で担当の方で破棄をしたということになっております。

横田委員

今の申請の関係については、報告されておりましたので了解しております。おおむね破棄されたということでしょうが、これを追認していた3項目というのがあったと思いますが、これについては現状はどのようなのですか。たしかありましたよね、教頭の選考うんぬん。それに本庁・本部間を追認しているという事実はどうですか。

(学教)総務課長

教頭の服務以下それぞれ4件ございましたけれども、それにつきましては、教頭の服務というのは8月末になって30何件ありますけれども、その部分については今回なくなりましたので、今後はなくなるというふうに理解しております。

今、私が話した部分なのですが、本部・本庁間がなくなったことによりまして、3月末をもって本部・支部間で、市教委・支部間があればやはり3月中において是正をなさいと、適切に対処するようという指導があったところでありまして、今、2月末でありますけれども、後志教育局と小樽市支部との間の21項目確認について、これについては破棄通知をしたということで、3月1日以降、これについては効力がないということで、21項目確認の今後についてはそういう感じがするのですけれども、そういうことになってございます。

横田委員

よくわからなかったのですが、3月末をめどに追認も当然なくなるということでもいいのでしょうか。そんなふう

に感じ取りました。こちら辺はこの市教委が関与できない部分でもありますのでいいとしまして、一つお礼しまして、市独自にやっていた例の58年の関係の4項目がございました。これの交渉状況といいたしましうか、これについてはいかがですか。

(学教)総務課長

一番大きなのは、昭和58年の5月9日に、労働慣行にかかわる確認書と、それから7月の覚書というのがこの中で一番大きなやつです。これにつきましては、あと残りは少ないのですけれども、3月末をめどとして何とか是正していきたいと、そういうように考えてございます。

横田委員

まだ3月末ですと、この次、質問できるかどうかわかりませんし、4定のときも12月末をめどにということだったので、何かまだ進んでいないのかなと思いますが、これも繰返しになりますけれども、58年の内容は皆さんももちろんご存じだと思いますし、議会でも何回も言われているようですから、どうしてこれが早くならないのかなという気がしてなりませんけれども、一つ今3月末をめどにということですので、その言葉を私信して見守っていきたくと思います。

そのほかに、今度は学校と分会ということになるのでしょうかけれども、45校、今度42校になりましたけれども、全校に183件の各種協定があると。これも分会は交渉単位でないというお話も前からいただいていたけれども、現実にそういった取決事項があるということです。183件のうち、本庁・本部間を追認しているようなのが154件もあるというご答弁を前々回ですか、3定でいただいております。これらも本庁・本部間あるいは教育局・支部間ですが、いろいろな協定が破棄される、あるいはなくなっていく中で、削除されていく中で、これらだけが残っていくという話にはならないかと思いますが、これらについての現状をお知らせ願います。

(学教)総務課長

本庁・本部間の追認といいたしましうか、しているものにつきまして、いわゆるさきほどご答弁申し上げましたように、本体がなくなれば自動的に消滅していくというふうに理解しております。今現在、各学校において、どのような状況かということはまだ詳しくは聞いておりませんので、現況についてはお答えできない状況でございます。

横田委員

もちろんすべての協定が悪いというわけではありません。中には必要なものもあるのでしょうかけれども、明らかに法令の趣旨を損ねているという部分のものが厳然と残っているというのが解せませんし、20数年前に取り決められたものが、全く同じ形のものが見直しされないまま残っているというのも、これ一般市民にすると何かおかしいのかなということは、前にも申し上げましたし、今も変わらない気持ちであります。

本通達、本協定が消滅したから自然的になくなるのだというお話ですけれども、これもどこで何がなくなって、それで何が残っているのだというのも、しっかりご指導されないと、いやこれは残っているのだ、あるいはこうだという現場あたりが混乱といいたしましうか、錯そうするかなと思いますので、ひとつ最後に教育長の決意といいたしましうか、3月末という一つの区切りがございまして、ここまでにどうしたいというような決意がありますればお聞きしまして、私の質問を終わります。

教育長

さきほど課長から申し上げましたように、2月の末日に、教育局長から私のところに教育局・支部間の確認書等の是正についての通知がありまして、いわゆる21項目確認にかかわる両支部、これは小樽市支部とそれから後志支部ですが、書記長の質問に対する後志教育局企画課長の回答を添付いたしまして、いわゆる21項目あたりにも効力がないものとして取り扱うことになりましたので、平成15年3月1日以降効力がないものとして取り扱うことを、北海道教職員組合後志・小樽市両支部に通告したので通知します、そういう文面が来ております。

ただ、これについて正式に教育庁が詰めて、具体的に内容がどういうものであったかということがまだないので

す。21項目確認の中で主任制にかかわるものが18項目ありますが、それが効力がなくなり、中に部活動にかかわる業務手当の部分がありまして、それが残っております。しかし、これは私どもも市教委と小樽市支部の間でその無効確認をする必要はないという、そういう説明を受けております。ただ、各学校で独自になされたものについては、3月の末までに整理しなさいということです。

そこで、考えますと、主任制にかかわる21項目確認の本体が無効になったこと、それから少人数指導にかかわるそういうことがなくなったこと、それから生徒指導、いじめ加配で、組合支部役員を配置している学校に、そういう道からの教員の配置があった。今年、小樽市内で全学校から一つもそういう希望がなかったということで、基本的ないろいろな不確実なというか、懸念されるような状況は皆無か、今ほとんどなかったと、そういうふうに承知しております。

今後、私どもはやはり校長、教職員と信頼関係で、そして仕事を進めていってまいらなければいけないので、何が適切で何がいけないのかということを引きちんと指導してまいりたい、そう思っております。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党、斉藤陽一良委員。

斉藤（陽）委員

国旗・国歌について

昨日も予算委員会の方で議論があったということなのですが、国旗・国歌の学校での指導の在り方について多少観点も違いますので、少しお伺いをしたいと思います。

国旗・国歌の問題といえますと、いわゆる式の時期に歌うか歌わないか、あるいは掲揚するか掲揚しないかという、そういう議論になるのですけれども、そういうことではなくて、本来、近代国家の形成過程といえますか、あるいは国民主義、ナショナリズムの成立のそういうオーソドックスな問題として、日本また外国も含めた国というものの成り立ちの問題として、しっかり勉強するべきではないのかと。そういう中で、国の旗あるいは国の歌というものが、どういう位置付けになるかということを引きちんと勉強するべきではないかと。式で歌う歌わないという、そのために練習するとかしないとか、そういうふうに問題をわい小化して考えるべきでないのかという、前々からちょっと思いがあったものですから、お伺いしたいのですけれども、まず、国旗について、本市の小中学校でそれぞれどのような時間をとって、どういう指導をされているのかということから伺いたいと思います。

(学教)早川主幹

ただいま、国旗・国歌にかかわります、とりわけ国旗の指導の状況についてのご質問でございますが、小学校の社会科では、第4学年におきまして、人々の生活や産業と外国とのかかわりについて、第5学年では国土の位置につきまして、第6学年では我が国と文化・経済でつながりの深い国の人々の生活の様子などを調べることを通して、指導することとなっております。さらに、中学校では、公民的分野におきまして、国家間の相互の主権の尊重と協力との関連で指導いたします。以上でございます。

斉藤（陽）委員

今、伺ったところで、4年生でその人々の生活、あるいは5年生で国土の位置、6年生で文化・経済、そういう各小学校の段階で、それといわゆる国旗・国歌というものがどのように関連づけられて指導されるのかという部分はどのようなのでしょうか。

(学教)早川主幹

具体的な内容でございますが、例えばという例で申し上げたいと思いますが、第4学年では生活や産業と外国とのかかわりということでございますので、輸入品や輸出品、身近なものでございます。そういうものを調べることを通して、港や空港の様子、そこまで行かまして、その中で取り上げられた外国の位置や国旗を地図帳などで

具体的に確認する活動などを通して、国旗の意味について学習をしていきます。以上でございます。

斉藤（陽）委員

どちらかという、外国にウエートがあると思うのですが、日本の国旗あるいは国歌というもののかかわりというのは、4年生の段階では出てくるのですか。

(学教)早川主幹

我が国の国旗についても、同様に上げるものでございます。以上でございます。

斉藤（陽）委員

実際に、それが4年生でそういう勉強のときに取り上げると言われるのですけれども、どういう時間配分と申しますか、ウエートで取り上げられるのかと。具体的に実際にこれが日本の国旗ですよ、あるいは日本の歌ですよということだけで通り過ぎてしまうのか、そこに何かもう少し掘り下げた生活や中身との重みがあるのかという部分なのですが。

(学教)早川主幹

ただいま、申し上げましたのは、第4学年での指導でございます。第5学年、第6学年と重ねて指導を加えていきまして、その中で、国旗の意味について学習をしていきます。とりわけ第6学年におきましては、我が国の国旗の歴史や、また国歌のその意義についても触れることとなっております。以上でございます。

斉藤（陽）委員

余り水かけ論の議論をしたくないのですけれども、確かに4学年でできること、5学年でできること、6学年でできることというのは、それぞれその発達段階と申しますか、勉強の進みぐあいによって違うとは思いますが、それぞれの段階でしっかりとした指導、しっかりとした勉強ができていれば、6年生の卒業をするときに自然と歌える、自然とわかるということだと思っておりますが、現実にはそういうような子どもたちが、小学校なり中学校を卒業した段階でも、どれだけそういう国旗あるいは国歌というものが身についているのかなという、非常に疑問があるのですが、その点についてはいかがですか。

(学教)指導室長

ご指摘の点につきましては、昨年また今年度につきまして、さまざまな形で改善が図られてきておりますが、特に音楽科の中で、国歌・君が代の指導につきましてじゅうぶんではなかった事実は確かにございます。予算特別委員会の中でもお話を申し上げましたけれども、各学校からの報告を受けると、昨年度までは6割程度の小学校で国歌・君が代の指導が行われていると。残りがじゅうぶんではなかったというような報告がございました。今年度につきましては、8割の学校で、何とか卒業式の練習も含めて指導を行いたいというような報告を受けておりますので、まだまだ課題はございますが、そういう部分での改善は図られてきているように思います。

斉藤（陽）委員

中学校の公民の部分で、そういう国家間の国の行政組織だとか、そういった部分の勉強もしながら、国家間のかかわりということで、そういう国旗だとか国歌だとか、そういう勉強もしますよということなのですが、その中で、しっかり歴史的な背景も含めて、日本の国旗の意味あるいは国歌の内容、主にこれは社会科の話だと思うのですが、あといわゆる国語の分野ですとか、音楽の分野ですとか、いろんな教科の中で総合的に勉強ができる。押しつけて無理やり覚えさせる、そういう意味ではないのですよ。きちっとそういう意義だとかを踏まえた知識を持つということは、非常に大事なことなのではないかなと思っておりますが、そこについてはいかがですか。

(学教)指導室長

ご指摘のとおりのように判断しております。私も現場にいた中で、特に3年生の公民の分野では、子どもたちはさまざまな部分で、現実の社会に対していろいろな質問を出してくれます。その質問の中に、例えば憲法の第1条の条文でありますとか、第9条ですとか、それから国歌について、さまざまなほかの裁判所のしくみ、警察のしく

み等いろいろな質問を出してくれますので、そういう部分で、じゅうぶんに時間をかけながら、単に社会科だけではなしに、特に今年度は総合的な学習の時間が確保されておりますので、教科の枠を超えて子どもたちがさまざまな部分で興味、関心を持っているところを調べていく、それから話し合いを進めていくというようなことが行われつつあります。今後、この問題に限らず、総合的に教科の枠を超えた子どもたちの関心に基づいた話し合いがなされていくものと、このように考えております。

斉藤（陽）委員

わかりました。これ、今日ここで全部決着がつくというか、そういう話題ではないので、質問を変えたいと思います。

選挙活動について

選挙活動について二、三お伺いをしたいと思います。

見受けるところ、いわゆる政党の宣伝カーあるいは個人の乗用車のようなものに、立候補予定者のポスター等を個人的に張り付けているのかもわからないのですけれども、宣伝活動をされているというような、お見受けすることがあるのですけれども、このようなものは法に反するという、あるいはそういうおそれはないのでしょうか。

教育長

委員長、国旗・国歌で若干最後ちょっと補足をしたいのですが。

委員長

では、教育長の所感をお願いします。

教育長

お話の中で、小学校中学校の児童・生徒に教える中で、国旗・国歌を意識させるというのは大変無理で、一時期でやるのではなくて、全体的な学習の中でもっと深めろというお話ですけれども、私も大体そういうことを考えながら、もう少し家庭で、お子さん、何歳か幼児期のときから日本の国旗とか、国歌について教えて、そういう国を思う気持ちというのですか、ふるさとに、自分の生まれたところにこういう国旗・国歌があるのだという意識付けも、もっと社会、家庭で行われていいのではないかなと、そういうふうに思いました。

また、歴史的には、昭和33年までは国旗、君が代と言っていました。昭和52年になって国旗・国歌となりました。平成11年のあの国旗・国歌法の改正によって、慣習法的な国旗・国歌から法定の国旗・国歌になりました。そういうふうに変化をしておりますので、やはりそういうことも考えていきたいし、ただいま、近代国家の成立と国旗・国歌の成立というのは密接にかかわっていて、確かにフランス国家の誕生を見てもそうですし、アメリカの国旗・国歌の関係もそうです。それから、ドイツでもそうです。そういう近代国家のこと、日本で言えば、明治維新以降だと思いますが、それを学習するのは高校生の時代です。そういうことでもっともっと違った意味での国家を考えるという学習が行われるのではないか、そういうふうを考えておりましたので、非常に余計なことですが一言申し上げました。

選挙管理委員会事務局次長

政党の行う政治活動についてのご質問でございますけれども、現在はまだ選挙が告示されてございませんで、平常時における政党の政治活動ということになるのかと思いますが、これらにつきましては、原則、自由ということになるわけでございますが、ただし政党の政治活動でありましても、その政治活動が政党の枠にとどまらずに、個人の政治活動である場合とか、あるいは選挙運動にわたるものにつきましては、それぞれの規制はかかるものでございます。

委員ご指摘のポスターにつきましては、実態を把握してございませんで、申しわけございませんけれども、一般論でお答えをさせていただきますと、公選法第143条第16項によりまして、公職の候補者又はなろうとする方、現職も含めまして、その政治活動のために使用されるポスターや、後援団体の政治活動のために使用されるポスターに

つきましては、当該公職者の氏名や氏名が類推される事項、こういったものを表示する、あるいは後援団体名を表示するものにつきましては、それぞれ任期満了の6か月前から、当該選挙の期日までの間、掲示することが禁止されてございまして、現在その禁止期間にあるわけでございます。

こういったことから、同様のポスターが、例えば党の宣伝カーに張り付けて運行されるということでありまして、停車中につきましては、この掲示行為について、また、走行中につきましては回覧の行為として抵触するおそれがあるということになるわけでございますが、実際行っている行為につきましては、取締機関が判断することから、私ども指導機関といたしましては、違反か否かということについては、確答をすることができる立場にございませんで、この点、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

斉藤（陽）委員

もう一点なのですが、予定候補者の個人ポスターが、名前あるいは顔写真が大きく、けっこう大書された、そういったポスターがはがし忘れられているといたしますか、あるいは意図的に室内から、窓とかから外に向かって張られたままになっているというようなものが散見されるわけですけれども、こういったものについてはどうなのでしょう。

選挙管理委員会事務局次長

前段の候補予定者の個人の選挙活動用のポスターにつきましては、今申し上げましたが、現在既に6か月前の指定期間に入っていることございまして、もし取り残されているといったポスターを発見した場合は、あるいは市民からそのような通報があった場合につきましては、まず現地を確認し、掲示者に注意をしまして、即取り外すよう指導をしているところでございます。

また、後段でございますが、掲示している場所が一般公衆の自由に出入りし得ない場所で、内部的な行為であると認められる場合は、差支えないわけでございますけれども、屋外に掲示が禁止されている態様のポスターが意図的に窓から外に向けて張られている場合、こういった場合におきましては、屋内であってもいわゆる室内ポスターとは認められるわけではございませんで、屋外掲示と同じでございますので、これも現状を確認の上、同様に措置をしているところでございます。以上でございます。

斉藤（陽）委員

もう一つですが、時局講演会あるいはそういった時局講演会の広報のために、広告のために、そういう候補者の、立候補予定者のお名前が連名で記載されたようなポスター、こういったものについて、近々、知事選が告示になります。そういう知事選告示以後については、どういう対応になるのかという点はいかがでしょうか。

選挙管理委員会事務局次長

委員おっしゃられるポスターにつきましては、恐らく政党主催の時局講演会の周知用ポスターというふうに思われますが、数名の弁士が連名で記載され、その弁士の中に候補予定者の氏名があるケースにつきましては、候補予定者の氏名が通常の文字で、候補予定者以外の弁士とともに記載されている場合には、現在においても掲示が可能でございます。

しかし、知事選が告示される3月29日以降につきましては、確認団体以外の政治活動につきましては大きく規制される期間になるわけですが、ただ、新たにこのようなポスターを掲示することはできませんが、既に告示前から掲架されているものにつきましては、そのまま掲示しておくことができます。当該ポスターに氏名の表示されている方が、当該選挙において候補者となったときには、当該候補者となった日、告示日でございますけれども、その日のうちにその当該ポスターを撤去しなければならないことにはなっております。以上でございます。

斉藤（陽）委員

わかりました。

あともう一点なのですが、いわゆる違法あるいは違法と思われるようなポスターのそういう苦情、市民から指摘

あるいは苦情があった場合に、市の選管としては、その受付の体制というのですか、選管として受け付けて、それをどのように処理されるのかという、その対応の流れというのですか、それはどのようになっていますか。

選挙管理委員会事務局長

いわゆる、選管通じて取るべきとありますが、指導機関であるということは、今、次長の方からもご説明いたしました。繰返しになりますけれども、選挙管理委員会というのは取締機関ではなくて指導機関である。そういうことからいいますと、市民からの要望等があった場合には、それが法に抵触するという場合には、直ちに警察に通報を入れてしまうということではなくて、まずは関係者にご注意を申し上げて、法の趣旨などを理解していただく中で、適正に協議するというように基本的になってございます。

ただ、失礼ながらちょっと申し上げますと、そう言いながら、なかなかその指導に従ってもらえない。明らかに違反行為なのに指導に従っていただけないという場合には、場合によっては、警察などからの撤去命令の要請というのがある場合がございます。ということは、撤去命令をすることができるということになるわけですが、この撤去命令に当たっては、まず、その撤去命令を発する旨をあらかじめ警察に通報いたします。その後、当然のことながら関係者に撤去命令を送ることになるわけですが、撤去命令を行った場合には、警察に通報することになります。その撤去命令にも従わなかった場合には、罰則もございまして、行政執行法の手続をとることになると思っておりますけれども、選挙管理委員会で撤去をするということも可能になるということでございます。

斉藤（陽）委員

終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合、佐々木勝利委員。

佐々木（勝）委員

行政改革の進ちょく状況と現状について

最後の議会なので、浅く広くという感じで、一応みんな出席していますので、財政から。

一つ目は行政改革の進ちょく状況は、12月にもやりましたが年度末を迎えてということで、その現状はどうなっているか。

(総務)田中主幹

行政改革の進ちょく状況と現状についてでございますけれども、平成14年度につきましては、まだ約半月ほど残っておりますが、主な実施項目を総括的にご説明いたします。

14年度の実施項目の主なものとして、まず職員、運転業務職以外の職員の公用車運転体制の拡大では、平成14年の4月から管理職に拡大をしております。

次に、組織・機構の見直しの主なものとして、14年の実施部分でございますが、財政部では納税課特別滞納整理担当を設置いたしております。また、経済部では中小企業センターを廃止し、商工課と統合し、商業労政課、産業振興課に再編いたしております。

次に、サービスセンターの充実強化と連絡所の見直しでは、3サービスセンターにおいてワンストップ行政サービス、これは納税証明等9項目でございますけれども、これを10月から実施しております。

また、消防出張所の適正配置では、さきほど説明がございましたけれども、適正配置計画を作成いたしております。

次に、職員数の削減でございますけれども、これは4月1日の比較におきまして、前年度と比較いたしまして51名の削減をうたっております。

次に、給与制度等の見直し。これは特別職の給与減額の部分でございますが、14年の4月から従来3パーセント

でございましたけれども、市長の給料月額7パーセント、助役、収入役におきましては5パーセントの削減額を示しております。

次に、子育て支援策の充実でございますけれども、市内の2か所目の小樽市地域子育て支援センターとして「風の子」を赤岩保育所に設置いたしております。また、延長保育事業を新たに2保育所で開始し、産休明け保育もまた新たに1か所開始しております。

管理運営の民間委託の推進では、4月から総合体育館の月曜開館の委託、これを実施しております。

北後志地域ごみ処理事業体、広域連合の設置につきましては、平成14年の4月に北しりべし廃棄物処理広域連合を設置しております。

14年度の今の状況、主なものを申し上げます。

佐々木（勝）委員

よく話の中に出てくる財政効果の部分で、必ずやりとりしますと、年度途中ということで、財政効果については決算のときまで待たなければならないと、こういうことだというのはわかっています。

それで、今の話の中では、現状はそういうことだと。あわせて、この第2次改定が出されて、平成13年の2月19日に、この改定をする。今の動きと第2次改定の部分的な改正というか、今後の問題なのだけれども、この修正、又は訂正というとちょっと語弊があるかな、変化するような予定にあるのでしょうか。まず一つは財政効果などで、今の時点での財政効果は。

(総務)田中主幹

財政効果でございますけれども、今年度途中というので、最終的には毎年決算が終了した段階で、それぞれの各部に照会等いたしまして、それを積み上げなければ、財政効果というものを、今の段階ではちょっとお示しすることは難しい状況です。ご理解いただきたいと思います。

それと、今の計画でございますけれども、13年から15年まで、第2次改定ということで、今はまだちょっと中間地点ということになっています。ただ、財政健全化の緊急対策会議等で、行革にある項目は、まず実施するようにと、ない項目でも事務事業の見直し等も含めて、できるものはやっていこうという形で、今現在取り組んでいる部分もございまして、この計画そのものはまだ当然進めることは進めておりますけれども、ない部分も実際上進めておりますし、これは新年度以降においてもさらに見直しの部分は多いかと思えます。

投票率の実態について

佐々木（勝）委員

わかりました。次に移ります。

さっき選挙の関係出ましたけれども、私の観点は、今度第15回統一地方選に向けて、いわゆる投票率向上に向けた取組の観点になるのです。前回第14回、それから前々回第13回と、こうくってきての状態。途中、参議院・市議選が入っていると思いますけれども、この第13回と第14回の投票率の実態といいますが、これを教えてください。

選挙管理委員会事務局次長

投票率の傾向でございますけれども、前回11年の市長選では66.4%。平成7年におきましては、同じく66.7%という状況でございます。

佐々木（勝）委員

そのときに、前回と前々回との関係で投票時間を延ばした、それから不在者投票の関係等々があったと思うのですが、これは投票率向上というふうに向け止めるのかどうか、ちょっと疑問なのですけれども、これで言いますと変化はなかったということなのだろうか。言い方がちょっとわからないけれども、投票率向上に向けた夜間の時間延長と、それから不在者投票の関係等があって、逆に第14回の方が上がっているかなというふうに予想するのですけれども、その辺のところは。

選挙管理委員会事務局次長

もう少し具体的に説明していきますと、投票率の低下について言えば、ここ近年の選挙におきまして、国におきましても、道におきましても、小樽市におきましても、低下傾向にあるということが言えるわけでございます。そういう中で、国としても投票率のアップを図るために、委員おっしゃいましたように、平成10年度の参議院選挙から、投票時間を午後6時から午後8時までに延長をしたと。また、不在者投票におきましても、不在者投票事由の緩和など、法改正が行われたわけでございますけれども、当市におきましては、この結果、直後の10年の参議院選挙におきましては、60.3%という投票率でございまして、その前の7年参議の45.62%よりは大きく伸びてございまして、その点ではこの改正の効果がそれなりに見られたというふうに見えるわけでございますけれども、残念ながらさきほどおっしゃいました地方選挙におきましては、改正前の平成7年の選挙では68.7%、法改正後の11年においても66.4%ということで、横並びでございまして、こういう点でははっきりとした効果は見られなかったという部分でございまして、ここいら辺でいえば、一概に法改正ということでの効果的なものについて、評価はできないだろうというふうには思っておりますけれども、投票率低下の要因につきまして、政治に対する無関心でありますとか、政治不信の増大でありますとか、あるいは若い人たちの政治離れなど、さまざまな要因が絡み合っているというふうに言われるわけでございますけれども、いずれにいたしましても投票率の状況で見ますと、やはり若年層20代の投票率が最も低い状況にあるということになってございます。

例えば、前回の知事選挙で見ますと、20代の前半、標準投票数、この小樽市役所の投票数が標準投票数になるわけでございますけれども、20代の前半の方の投票率が27.12%、20代の後半の方の投票率は42.13%ということになっておりますので、そんな傾向は出ているというふうに思います。

それから、不在者投票におきましては、お答えしておりませんが、事由の緩和ということと、不在者投票におきましても、従来の午後5時から午後8時までということで、時間延長もされたわけでございますけれども、その効果ということだと思いますが、総数におきましては、平成7年の市議選挙におきましては4,224人、改正後の前回11年の市議選におきましては5,701人ということで、約1,500人ほど増加はしているわけでございます。ただ、さきほど申しましたように、総体の投票率については横ばいだという状況でございまして、以上でございます。

佐々木（勝）委員

この項の最後に聞きます。よって、新しい動きというか、それをつくり出すための要素といたしますが、そういうのがあるかなというふうに思っているのですけれども、前回から前々回も含めてそうですけれども、課題になっている郵便投票、在宅投票の関係、この辺は変化があるのでしょうか。

選挙管理委員会事務局次長

前回からということで考えますと、制度そのものには変化はない。これは郵便投票ができる条件につきましては、公選法の中で、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、障害の程度が1級以上ということと、それとあわせて自署、これは自署ということになってございます。

そういうことで、委員ご案内のとおり、今年大阪府のある市でございましたけれども、重度の不安神経症による病気で対人恐怖症の方が、若い男性の方でしたけれども、国を訴え、損害賠償の裁判を起こしまして、その大阪地裁の判決では、この部分について、現行の在宅投票制度は憲法の趣旨に照らして必ずしも完全なものではないという趣旨の判決が出た。

それから、昨年11月、これは東京地裁だったのですけれども、運動機能が徐々に麻痺してくる難病の方の裁判に対して、やはり違憲状態とする判決も出ています。

こういう流れがあることは事実でございまして、国でもこの制度の改善に向けて取り組むこととしてございまして、都道府県段階の選管の連合会であるとか、それから市の段階の選管の連合会などにおきましても、制度の拡大について、これまでも国に対して要請活動をしてきてございますけれども、まだ前回から制度が拡大されたという

状況には至ってございません。

総合学習の実態と課題について

次に進みます。学校、社会教育関係で二ついきます。

いわゆる、総合学習の実態と課題ということの題でいきますけれども、総合学習の導入のねらいといいますか、これを確認したいのですけれども。

(学教)指導室長

予算特別委員会におきまして、この委員会、それから今までの議会の中でも、何度となくご説明申し上げた部分と重なりますけれども、今までじゅうぶんに学校教育の中で子どもたちに培うことができなかった、例えば表現力ですとか想像力のあたり、そしてこの厳しい社会の中で子どもたちが生きる力を身につけていくためにということで、教科の枠を超えてそこで学習がなされるようにというようなねらいでもって考え出されましたのが、総合的な学習の時間だと、このように考えております。

佐々木(勝)委員

そのねらいといいますか、そのもとに基づいて、各学校といいますか、現場段階といいますか、その受止めと、委員会も含めてどういう手だてでそれを把握することができるのですか。

(学教)指導室長

総合的な学習の時間に限りませんで、毎年、年度の初め、各学校から、その学校がお立てになりました計画、教育課程、それから年間指導計画、総合的な学習の時間の計画も含めまして、4月の最初に提出をさせていただいておりますので、その内容で把握をしております。

佐々木(勝)委員

その実施方については、いろんな形で理解されるというか、ややもすると総合学習が、いわゆる教科時数を圧迫して、そしていいことなのだけれども、総合学習の時間の保障というか、こういうことがややもすると問題視されるというような状況があるのだけれども、委員会としてはどのように考えていますか。

(学教)指導室長

昨年の4月からスタートいたしました新しい学習指導要領でございますが、1年たちまして、さまざまな形で校長会を通じてご意見も上がってきておりますし、それぞれの先生方のご意見も出てきておりますが、1年を過ぎまして、例えば教科の時数の中での整理なり、それから学校全体の行事の整理なりがふじゅうぶんだというのはまだまだ課題として残っておりますので、そのあたり今ご指摘のように、教科の時数の中に食い込んでしまったり、学校行事の時数が大きくなってしまったり、そのような問題がまだまだあるかと思っております。その部分はさきほどお話をさせていただきましたが、総合的な学習の時間のねらいそのものが、教科の枠を超えてということのねらいがございますので、そのあたりの整理がそれぞれの学校で今後必要になってくるのかなと、このように考えております。

佐々木(勝)委員

それにかかわる行政の条件整備という問題になってくると思うのだけれども、現場の方から上がってくる条件整備にかかわる要求とか、要望とか、そういうものがあつたら。

(学教)指導室長

例えば、今年度特に多かったのが、私ども指導室に寄せられましたのが、総合的な学習の時間のテーマの一つとして、国際理解のテーマがございます。先日の予算特別委員会の中でも、市長部局の方からご報告がありましたけれども、商大との交流ということで窓口として指導室で行っておりますが、特に今年度は商大の学生さんと交流を深めたいと、それからその中に異文化の理解ということで、匠の会の職人さんも招きたいというようなさまざまな要望が指導室の方には上がってきておりますので、そのあたりの体制について今後も充実していかなければなら

いと考えておりますし、また、予算的な内容につきましても、校長会等を通じまして毎年上がってきておりますし、その内容について充実をしていかなければならないと、このように考えております。

佐々木（勝）委員

同じことの質問で社会教育の方に、この総合学習の展開にかかわって受止めはどういうふうになっていますか。

(社教)社会教育課長

総合学習におきましての社会教育とのかかわり方でございますけれども、出前講座等々の事業もございまして、その中で社会教育各施設が持っているさまざまな事業につきまして、総合学習の中に取り入れていくという考え方でございます。

佐々木（勝）委員

そういうことで中間的なとらえと言いますか、総合学習の充実を図っていくということについては、今時、教育の中では大変重要だというふうに押さえていますので、その充実を図るようにさらに要望して、この項を終わります。

学校5日制の完全実施に係る問題について

もう一つは、学校5日制の完全実施に係る問題なのだけれども、この学校5日制実施、完全ですから、今年度14年度を含めて。その部分では、まだ総括的なことは出ていないと思うのですけれども、中間的なまとめということで聞きたいのですけれども、簡単に言うと、さきほどの話ではないのですけれども、本当にこの学校自体が6日あった学校の部分が、明治以来の改革、そして完全に5日になるということは、本当に大きな改革だというふうに思うのです。それは何かと言うと、今まであった教育の進め方、教育のシステムというものを本当に切り替えて、そして学校を生き返らせるというか、私はこういう大きなうねりだというふうに思っているのです。そうすると、この学校5日制の問題というのは、言葉を言い換えれば、この学校が5日になることによって、社会それから家庭に連動していく連続的な改革だと思うのです。

そういうような観点から立っていけば、学校5日制というふうにとらえると、学校教育のところだけに行ってしまう。もちろんそうなってくると、社会教育の関係も受け止めなければならないしということなんかもあって、さきほどの話の部分から言えば、新しい動きになっていくのだけれども、学習指導要領に基づく実施ということになれば、あくまでも学習指導要領は一定の基準ですよ、これは。現場編成は学校にあるわけです。基準に基づいて編成するという編成権は学校にあるわけです。そういうことなど考えながらいくと、今こういうふうに完全に5日制になったことによって、中間的なまとめと申しますか、まとめ方と申しますか、この辺についての受止めをお聞かせください。恐らくこれ指導室だけでは聞けないかなと思うので、今日の結論ではないのですけれども。

(学教)指導室長

一般質問、代表質問でしたでしょうか。まとめのことについてのご質問がございました。さきほどもお話をさせていただきましたが、1年完全にたっていない状況の中で、各学校では今年度1年間、さまざまな活動の中で見えてきた矛盾、そのあたりを出しながら、今、来年の年間指導計画、教育課程をどうしようかということで討議が進んでいるかと思えます。その中で出された問題等も含めまして、例えば小樽市教育研究会がございまして、そのあたりの組織と協力をしながら、校長会、教頭会の中でもさまざまなご意見が出てきておりますので、そのあたりを吸い上げるような形で、来年度つかんでみたいなど、このように考えております。

学校教育部長

委員のご質問は、これ直接関係あると思うのですが、学校週5日制のねらいをちょっと考えてみますと、今年からは完全学校週5日制でございますけれども、やはり家庭、学校、地域の教育力を発揮するということに大きなねらいがございまして、学校の部分だけを見ますと、ある程度委員もおっしゃったように、学習指導要領に基づいてうんぬんということでございますが、あと家庭ですとか地域社会の教育力を発揮するというあたり、これやはり

成果を問うのもなかなか今の段階では難しいものというふうに考えてございます。その関連で、社会教育の力等をかりながら、今後学校の中身、地域の中身、家庭の中身、それぞれ探っていきたいと思いますが、最終的には、それぞれ三者が機能を発揮していただくことによって、学校完全週5日制がすばらしいものになるというふうに押さえてございますので、そのあたりを今後の取組から探っていこうかと考えていきたいというふうに考えてございます。

佐々木（勝）委員

よって、まとめ方というか、意見の整理、よく出るのは、校長の意見を聞いてとかという、こういうことになるのだけれども、そうではなくて教育長の判断をちょっと、考え方を。

本当にいわゆる意見を、考えを、聞いていくためには、やっぱり聞き方というか、しくみと仕掛けが私は必要だと思うのです、その辺のところは。だから、三つの三者の連携していくという部分は強調されるのだけれども、その連携の仕方というか、この組み方というか、これをどのように押さえて展開しようとしているのか。

教育長

完全学校5日制というのは、昨年の4月から始まってまだ1年たっておりませんので、試行錯誤の問題はあると思います。特に、小中高で一斉に走り出したのですが、高等学校に一番大きな影響を与えていると思います。いわゆる学力低下などが途中で出まして、そのために土曜日を休むのはもったいない。土曜日は学校で学力をつけるために授業をやってほしいというところが、全国各地で出てまいりました。これは当初の目的からは反するものだろうと思います。

それから、小中学校で総合的な学習をやっておりますが、今年の4月から高等学校でも総合的な学習が入ります。そうすると、総合的学習の圧力がまた高校のいわゆるカリキュラムに影響してきて、いろいろな変化が出てくると思います。

さきほど、校長に聞くというふうに言われましたけれども、教育課程自体はその学校がそれぞれ編成することですから、その学校独自の評価を大事にしなければいけません。私どもは、教育条件の整備というところに力点を置いて、その学校5日制の授業が学校教育、社会教育、あるいは地域、家庭とどう関連していくかというものが今年、来年の課題だろうな、そういうふうに感じております。

佐々木（勝）委員

文化財防火対策について

最後に行きます。

消防の方に、「文化財防火対策について」と、こういうふうに前出ししておきましたけれども、1月26日に、たしか全国防火デー、文化財防火デーと言った方がいいのかな、これがあったと思うのですけれども、これに関連して市の取組がありました。この実態をちょっと。

(消防) 予防課長

文化財に対する防火対策というご質問であります。市内の建築物で、文化財として消防では五つの対象物をとらえてございます。この中には国指定のもの2件。これは旧日本郵船、それから手宮洞窟。それから、道指定のものが2件、これはにしん御殿と五百羅漢。これは宗圓寺にございます。それから市で指定するもの、これは北海道鉄道開通起点、これは鉄道記念館にございます。この5対象物を消防としては文化財としてとらえております。

消防としては、これらの建物につきましては、年1回以上の防火査察を実施する。なお、1月26日、文化財防火デー、これは昭和24年に法隆寺が火災に遭った年をメモリアルにしたということで、全国的な行事として啓発を行っております。

この日につきましては、文化財に準じる建物として旧日本銀行小樽支店、ここで総合訓練を行いまして、広く市民に防火啓発を行うとともに、この日は特に手宮洞窟と旧日本郵船小樽支店、これの防火査察を実施してございま

す。以上です。

佐々木（勝）委員

今、指定有形文化財というふうに言って、国の話が出ましたけれども、後でけっこうだと思いますけれども、いわゆる指定有形文化財というのは、小樽に種別していくと、どのくらいあるのでしょうか。

(社教)社会教育課長

指定文化財でございますけれども、国の指定の文化財、これは重要文化財ということで、現在は旧日本郵船株式会社、それからもう一つが旧手宮鉄道施設の機関車庫跡。それからあと道の指定、それから市の指定、こういった形で分類されております。

佐々木（勝）委員

いくつくらいあるかは、ちょっと今、今日は。

(社教)社会教育課長

現在、有形文化財という形で、国が二つ、道が二つに、市が二つという形になっております。

佐々木（勝）委員

消防の方に行くのですけれども、今こういうふうに出てるのですけれども、いわゆるこの文化財、有形文化財を全部網羅されて防火対策がされているのですか。簡単にいうと、査察対象になっているのは、今言った、挙げたところは全部そういう形になるのでしょうか。

(消防)予防課長

そのとおりでございます。

佐々木（勝）委員

それから読み取ると、一歩振ると、南茅部の火災は、この指定文化財の方には入らないのだろうと思うのですが、でも、そういう意識があって、あれ以来この文化財についての強化というか、そういう点について充実というか、そういうようなことでの受止めと取組はあったのでしょうか。

(消防)予防課長

今、ご指摘の件は、埋蔵文化財の関係だと思っておりますけれども、当市の埋蔵文化財関係の施設につきましては、学校施設に付随するものが2件、それ以外に博物館が1件、そのほかに旧消防署の真栄出張所、これがございまして、この4件、これが一応我々が査察対象にしている施設です。それから、小規模なものとしては、朝里にかつての出張所の建物ですが、これが1件ございます。学校施設、それからその他の2件合わせて4件につきましては、学校対象物ということで、年1回以上の立入検査をしてございます。以上です。

佐々木（勝）委員

そうすると、これが最後になります。

小樽の場合で言えば、簡単に言ってしまうと火事は起きないとか、問題は放火による部分だとか、そういうことがあると思っておりますけれども、万全だというふうには受け止めてよろしいでしょうか。それとも課題があって、その部分についての取組があれば。

(消防)予防課長

まず、前段ご説明しました5件の建築物については、ほぼ適正に維持管理されております。また、埋蔵関係の施設につきましても、一部埋蔵関係部分については、指摘事項があったというふうには伺っておりません。

まとめになりますけれども、今後の取組といたしましては、これらはすべて貴重な文化財産ということと、それから建築物につきましては、すべてが不特定多数のものが出入する建物である。こんなところをとらえて、広く市民に対しては、機会をとらえて啓発に努めたいと。また、対象物の関係者等々におきましても、消防との連携をいっそう募りまして、これらの文化財に対する防火を行いたいと考えてございます。

佐々木（勝）委員

終わります。

委員長

それでは、質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩といたします。

休憩 午後3時31分

再開 午後4時10分

委員長

会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、新谷委員。

新谷委員

日本共産党を代表して、議案第46号は賛成、陳情第101号は賛成、継続中の案件、請願第40号、陳情第2号、第30号、第95号は賛成を主張します。

議案第46号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。アメリカはイラク攻撃の準備を着々と進め、イギリス、スペインとともに武装解除の最終期限を17日に限った新決議案、修正案を示し、あくまで軍事攻撃に進む姿勢を示しています。

世界中でイラク戦争反対の声が大きく広がり、国連査察団のブリクス委員長も、査察継続は数か月必要と述べています。こんな中、小泉内閣が武力行使に道を開く新たな国連決議のために奔走し、世界の反戦平和の声を敵視する発言をすることは、断じて許されないことです。

緊迫した情勢の中、日本の港に核兵器を積んだ米艦船の出入りを認めないことは、平和に貢献することにもつながります。昨年、第3回定例会でも、イラクなどへの軍事介入を行わず、国連を中心とした平和秩序を求める意見書が全会一致で採択されていますから、今こそ小樽港の安全を守るために、非核港湾条例が必要です。

陳情第101号は、有事法案の廃案を求めるものです。政府はこれまでと同じように、日本への大規模な武力攻撃の可能性はほとんどないと述べながら、有事法は武力攻撃が予測される事態から発動されると説明しています。アメリカがアジア太平洋地域で戦争を起こし、日本が軍事支援する事態と併存することがあり得ると述べているように、日本有事でなく、米国有事を想定したもので、それに国民を巻き込むことは認められません。

その他の案件については、これまで述べてきたとおりです。詳しくは本会議で述べます。

以上で、討論とします。

委員長

次に、民主党・市民連合、佐々木（勝）委員。

佐々木（勝）委員

議案は、35、46、いずれも可決。陳情は、100、101、103、いずれも採択。請願は、40は採択。陳情は、継続案件の陳情については、95、採択、残りは継続。

とりわけ101について、有事法制の関係です。以前から私ども主張していますように、戦争は協力する、手をかすものではない、やめるものだと考えております。この有事法制案、緊急を要する問題だと思えます。戦争に道を開くことには反対の意思を持っておりますので、101は、陳情は採択ということ。詳しくは本会議でまた述べさせていただきます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第46号及び陳情第101号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は採択と決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、議案は否決と、陳情は不採択と、それぞれ決定いたしました。

次に、請願第40号及び陳情第95に号ついて、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、陳情第2号及び第30号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。議案は可決と、陳情第98号は継続審査と、第100号及び第103号については採択と、それぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

異議なしと認め、さように決定いたしました。

それでは、総務常任委員会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

早いもので、我々議員も4年の最後の任期を迎えました。今日まで総務常任委員会所属の理事者の皆様には大変お世話になり、心より御礼申し上げます。

また、本日お集まりの理事者の皆様の中にも、8名の方がこの3月に退職を迎えられるわけでございますが、長い間の市役所勤務のご苦勞に心から敬意を表しますと同時に、今後ともご健康で有意義な毎日であられますことをお祈り申し上げる次第でございます。

また、委員の皆様におかれましても、この2年間、充実した審議への協力に対しまして心から感謝と御礼を申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。